

平成 31 年第 1 回喬木村議会定例会会議録 (第 3 号)

平成 31 年 3 月 25 日 (月曜日)

午後 1 時 30 分 開議

1. 開 会

2. 日 程

第 1 会議成立宣言

第 2 会議録署名議員の指名 (9 番 木下温司議員 ・ 10 番 昼神二三男議員)

第 3 諸般の報告

第 4 議案の追加

第 5 議案審議

議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 2 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 3 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 9 号 平成 30 年度喬木村一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 10 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 11 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 12 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 13 号 平成 31 年度喬木村一般会計予算

議案第 14 号 平成 31 年度喬木村国民健康保険特別会計予算

議案第 15 号 平成 31 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 16 号 平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算

議案第 17 号 平成 31 年度喬木村水道事業会計予算

議案第 18 号 平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算

議案第 19 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議員派遣の件について

第 7 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

3. 閉 会

応集議員 12 名

出席議員 12 名

(別表のとおり)

欠席議員 0 名

(別表のとおり)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） 本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成 31 年第 1 回喬木村議会定例会を再開いたします。

2. 日程

=== 日程第 1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第 1、会議成立宣言。

本日の出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第 2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 2 に進みます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 122 条の規定により、9 番、木下温司君、10 番、昼神二三男君を指名いたします。

=== 日程第 3 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第 3、諸般の報告に進みます。

本定例会中に、全国町村議会議長会事務局ほかいくつかの報道機関から取材を受けましたので、報告させていただきます。

=== 日程第 4 議案の追加 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 4、議案の追加。

3 月 18 日、議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） それでは、報告いたします。

3 月 18 日に行われました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

お手元に配布してあります議事日程表にありますとおり、議案第 19 号が 1 件上程されましたので、議案を追加し、その審議につきましては、委員会付託を省略し、本会議にて即決することと決定いたしました。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり決しました。

ここで、議案説明員の出席要請の報告をさせていただきます。

本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自治法第 121 条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

=== 日程第 5 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 5、議案審査に進みます。

◇ 議案第 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（下岡幸文） 議案第 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

この案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 議案第 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、審査内容を報告いたします。

本件につきましては、喬木村辺地対策総合整備計画の事業内容に変更が生じたために、計画の変更を行うものであります。

本件に上げられております事案は、上の原辺地に関係する案件で、村道 52 号線の改良事業を目的としており、法面崩落による改修工事が事業内容となっております。

質疑として、辺地対策事業債を借りる上で事業費の下限はあるのか、の質問に対し、下限設定はないが、少額のもの起債をしてまで、借りてまで事業執行することはな

いとの回答がありました。

討論として、生活道路として重要な箇所であり、現地確認も行い、危険な状況を確認できております。

という賛成討論があり、採決の結果、全員一致で、本委員会は、原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑なしと認め、続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず、委員長報告にもありましたが、現地確認をされたということでありまして、当日、私は同行できませんでしたが、後日、確認をさせていただきました。そういった中で、村道52号線のあの箇所の危険性というか、ということは確認をしてきました。災害が起きれば、ひとたびその道路の寸断とかということも考えられますし、また、普段の通行の中でも、落石等による通行車両であったり歩行者、特に小中学生の通学路ということになっておりますので、そういったことへの安全性ということを考えますと、早急な対応が必要であるというふうに感じております。

ただ1点、あれが、あの状況がどういうことで起こったのかというようなことも、ちょっと疑問に思いまして、上の方まで行ってちょっと確認をさせていただきました。

個人の土地でしたので、奥までは入って行けなかったんですが、太陽光が設置をされておるといような状況であります。その雨水の方の対策がされているのかどうかというようなことは、ちょっと確認はできませんが、そしてまたそれが原因ということも、言うことはできませんが、あの工事にあたっては、ぜひそういったことを確認をしていただきながら、工事を進めていただければというふうに感じております。表面を固めるだけで果たして、以前から崩れやすい場所だということをお伺いしておりますので、そういったことで確認をしながら進めていただければというふうなことを思います。

ということをつけ加えさせていただきまして、賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第2号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第2号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

初日に説明を受けておりますので、説明を省略し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑なしと認めます。

質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 賛成の立場で討論いたしたいと思います。

これは、働き方改革ということでございまして、人事院の方からこうした通達と申しますかがございまして、これを受けて行うものだったと思います。

同様なことは、文科省の方から同様の通達があり、教職員の勤務時間についても同様の考えで規定しているというふうに思います。

そういうことで、これは当然このような改定は必要かと思うわけでございますが、大事なことはですね、これをどのようにしてきちんとかう守っていくかということかと思っておりますので、それは今後の課題として上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可と決しました。

◇ 議案第3号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第3号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これも初日に説明を受けておりますので、説明を省略し、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑なしと認めます。

質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第4号 喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第4号、喬木村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これも初日に説明を受けておりますので、説明を省略し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑なしと認めます。

質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第9号 平成30年度喬木村一般会計補正予算(第5号)

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第9号、平成30年度喬木村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) それでは、報告いたします。

平成31年第1回喬木村議会定例会、予算決算常任委員会へ付託された議案は、平成30年度補正予算関連4件、平成31年度予算関連6件で、審査の結果、全議案原案のとおり可決いたしました。

それでは、各議案の付託審査の結果をご報告いたします。

議案第9号、平成30年度喬木村一般会計補正予算(第5号)について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

次のような質疑が出されました。

総務費の中で、公用車購入の差額等に関して質疑が出され、発注段階で用途を想定する中で、車種の変更を行ったとの説明がありました。

また、年度末に伴う不用減についての質疑があり、精査が足りないのではという指

摘に、社会保障関係の不特定な要素、工事関係の入札等など、予算は多めに計上せざるを得ない。歳入については、堅く見積もり、歳出については、過不足なく払える備えをする予算の基本原則で取り組むという説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第9号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第10号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第10号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第10号、平成30年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 10 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 11 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 11 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 11 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答について、報告させていただきます。

現年度調整交付金の減額の理由について質疑があり、減額は交付決定によるもので、介護給付費の減少によるものとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 11 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 12 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 12 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 12 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 4 号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

建設改良費で委託料が 200 万減になっているが、という質疑があり、これは堰下処理場の長寿命化工事の水道事業団に委託している費用が、当初予算 2,200 万で組んでいたが、2,000 万でできたため。

また、ここでも不用減についての質疑があり、農集排の伊久間・富田については、新しく加入される方がいなかったため不用減となったとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 12 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 13 号 平成 31 年度喬木村一般会計予算

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第 13 号、平成 31 年度喬木村一般会計予算を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) 議案第 13 号、平成 31 年度喬木村一般会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答については、数多く出されましたので、抜粋して報告させていただきます。

次のような質問が出されました。

総務関係では、借地土地の購入費用について、どこの土地か、との質疑があり、社協南側の職員駐車場という説明がありました。

住民窓口課では、コンビニ収納についての質疑があり、過去の研究からも今の時代に欠かせない住民サービスであるとの説明がありました。

保健福祉課では、社会福祉協議会の運営状況についての質疑があり、今後、具体的に出される経営改善計画を見ながら注視していきたいとの説明がありました。

産業振興課では、地域活性化関連事業補助金として、NPO たかぎへ 700 万の見直しが行われているが、との質疑があり、ふるさと納税の総務省の通達による予算編成としているため、その結果、手数料の相当額に商品開発等への期待を込めた金額としたとの説明がありました。

高速交通対策課では、県営林道開設事業についての質疑があり、今後の見通しは、との質疑に、県でも開通を目指し努力するとの回答を得ており、現段階で中止するという判断はないとの説明がありました。

教育委員会関係では、文化財保護一般経費で地域の教科書を編纂するということがですが、喬木村史の学校版では使いづらいのではないかと、との質疑があり、今年度は立

ち上げ部分になるので、いろんなところを参考にしてよいものを作りたいとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、修正動議が出されました。

修正動議については、議長宛書類での提出を求め、議会運営委員会にて内容を精査の上、本会議にて採決する旨、回答。ただし、委員会においては、当初予算全部を否決するものではなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 賛成の立場で討論したいと思えます。

今ちょっと報告がありましたけれども、修正動議を出そうということでお話しをしましたけれども、賛同者がいないということで、要望ということで、賛成の立場で討論させていただきます。

賛成理由でございますけれども、多岐にわたっておりますので、一般会計というのは。教育費に関して限定してちょっと申し述べていただきますと、いま先ほどありましたように、非常に子どもたちにとって重要な予算が組まれております。

今ご説明がありました地域の教材化というような予算。それから、これは小中学校では既に工事が終了するところまで至っておるわけでございますが、エアコンの設置を保育園にまで拡大して行っていくための予算。それから、ICT教育、これをさらに充実させるための予算。それから、特に外部の人材を積極的に参入いただいて、教育を豊かにしていくという予算が組まれております。

特に私が注目しましたのは、小学校への外国語教育の教科化ということで、これに対する村単で英語の職員を雇用しまして、スムーズに移行できるような、そういう予算になっている点でございます。こうした非常に子どもたちにとって、あるいは村民にとって積極的にお願いしたい予算が組まれておりますので、これは賛成したいと思います。

なお、今ちょっと修正意見ということでしたが、これ要望ということをお願いしたいんですが、要・準要保護児童生徒の給食費のことですが、これは6割補助の予算が組まれております。支給要綱の方には実費支給となっております、ただし、これは予算の範囲内で支給できるものとする、こういう但し書きが付いたことですが、これは実費支給のできる予算を組んでいただかないと実現しないということになります。

既に飯田市等ではこの実費支給が実現しておりますし、隣の豊丘村でも実費支給までは至っておりませんが、約9割の補助ということで実費支給に近い支給がなされておるわけですので、また、今後の検討事項ということで、周囲の動向、ほかの他町村の動向等も見ながら、ぜひこの点については改善を図っていただければということをお願いいたしまして、そういう要望を付け加えさせていただきます、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 私は、今の要望を除いた部分におきまして、今予算に、すべての予算に賛成をする立場で意見を述べさせていただきます。

今、後藤議員から説明がありました、喬木村要保護・準要保護児童生徒の援助支給要綱につきまして、その要望に対しましてでございますが、以前も一般質問の場で後藤澄壽議員は教育委員会の方へ質問して、その回答をいただいているというふうに認識してございます。

これにつきましては、第4条、規定の（2）ア、準要保護者に対する給食費補助は、（9）の中で、児童扶養手当法第4条による支給であるというふうに認識しております。

喬木村では、30年度対象者50人、そして31年度は46人という人数を見込んでおります。現在、先ほどの説明がありましたように、喬木村は6割補助、阿智も同じでございます。飯田、下伊那郡においては、平谷村、天龍村が、要・準要保護等関係なく、全児童生徒に対する全世帯に対して補助を行っております。飯田市、大鹿村では、そのような児童生徒に対して10割補助、松川町が75%、根羽村が70%、阿南町が50%で補助が行われております。

これらの方々の喬木村のそれらの50人に対する方々の未払いということがないと

いうことですが、求められていないものに対して手を差し伸べることは、決して弱者保護にはならないというふうに私は考えております。

今、後藤議員の言われましたところで、喬木村の教育予算は、それを単体で考えていないということは充分承知しました。今言われたICTの問題、あるいはトイレの洋式化など、さまざま予算というものが盛られております。

それら総合的に考えて、一つの点として考えるのではなく、球として考えて、突出した部分は丸くする、足りない分は補充していくというのが、やはり予算の考え方でございます。

町村内に、各市町村において、それぞれがそれぞれの教育予算の範囲内で、補助であり、収入での補助であり、収入や取り組みが違う点から、安易な比較というのは、他町村とすることは整合性に欠けるといふふうに思われます。

むしろ、そのようなことは、国や県に対して、違う立場のそれぞれの予算を取ってお付けいただくかを請求していくか。もしどうしてもその部分を補助したいということであれば、議員自らそれらの特殊補助を求めて活動されることも、一つの方法だと思いますし、私たち議員全員がそれらが必要といふうならば、やはりそれは私たち議員全員で話し合った中で考えていくべきだといふふうに考えております。

そのような理由から、私は今回の予算につきましては、すべてで賛成をすることと、あとは、あともう一つ、そのような理由から、私はこの予算に対しまして、すべての面で賛成の立場で討論させていただきます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 議長から全議員の皆さんに申し上げます。

今の討論につきましては、原案に対する意見でございます。要望等細かい点につきましては、予算決算常任委員会でやるべきものといふふうに思います。

この議案第13号に対するご意見、討論をいただきたいといふふうに思います。

ほかに討論ございませんか。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第13号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第14号 平成31年度喬木村国民健康保険特別会計予算

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第14号、平成31年度喬木村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より報告を願うこととします。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) 議案第14号、平成31年度喬木村国民健康保険特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長(下岡幸文) 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第14号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第15号 平成31年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第15号、平成31年度喬木村後期高齢者医療特別会計予

算を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 15 号、平成 31 年度喬木村後期高齢者医療特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 15 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 16 号 平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 16 号、平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 16 号、平成 31 年度喬木村介護保険特別会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

次のような質疑が出されました。

地域サロン支援事業について質疑があり、サロンは現在 21 件あるが、各サロンごと課題がある。出る方は出て、出ない方は出ないといった問題はあるが、お誘いしても本人に合わない場合もあり、難しい問題との説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 16 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 17 号 平成 31 年度喬木村水道事業会計予算

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 17 号、平成 31 年度喬木村水道事業会計予算を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告を願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 17 号、平成 31 年度喬木村水道事業会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

次のような質疑が出されました。

業務の予定量の関係で、水道は戸数、下水は人数となっている根拠があるのか、と

の質問があり、企業法の中で事業の予定を示さなければならないという項目があり、水道については戸数でやっているが、下水道については明確なものがない。統一した方がよければ統一する。許可の関係でこのような単位になっているとの説明がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 17 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 18 号 平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 18 号、平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願うこととします。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第 18 号、平成 31 年度喬木村下水道事業会計予算について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 18 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号につきましては、可と決しました。

◇ 議案第 19 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 19 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

本案件は、3月20日、全員協議会において質疑は終えておりますが、質疑はございませんでしょうか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 質問いたします。

この改定によりまして、来年度予算の増額は具体的にいくらになるでしょうか。

それから併せまして、そうした増額によりまして、他の事業に影響はございませんでしょうか。その点について質問いたします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 来年度予算の影響額につきましては、いま現在の詳細にいま計算をしたものが手元にありませんので、今すぐお答えすることはできませんけれども、現在の村長、副村長、教育長のものに、いま話しました来年度は附則になりますので、附則の部分の62万5,250円、53万3,000円、47万1,500円との差額に月数ですね、掛けていただいた金額が予算額となりまして、それが毎月のもの、それから賞与分ですね、それを合わせたものが増額分の改定になりまして、補正予算については、一般職または人事院勧告等の補正の際にお願いするものになります。

予算編成に影響を与えるような額ということになりますけれども、村の総予算額のうちの割合ですとか、それから今の予備費等を見ますと、予算編成に大きな影響を与える金額ではないと判断しております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 賛成の立場で討論をいたします。

類似団体や周辺自治体の状況を基にして、こう判断されたということでございますが、そういった他との関係で判断していくということは、非常に大事なことかと思えます。

ただ、一つこれは要望でございますが、より村民の理解を得るためには、この件についてはこうですが、やっぱり村民益に直接結びついた予算を判断する場合もですね、やっぱり同様の類似団体とか周辺の状況を勘案しながら判断していただくと、同じスタンダードといえますか、ダブルスタンダードじゃなくて同じスタンダードで判断を

していただく予算編成を組んでいただくということが、より村民の理解を得ることになるのではないかと思います。

そういった要望も付け加えまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 19 号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号につきましては、可と決しました。

=== 日程第 6 議員派遣の件について ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 6 に進みます。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思
います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたし
ました。

=== 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長（下岡幸文） 日程第 7、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議
題といたします。

ここで、議会運営委員長より報告願います。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） 報告いたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、また、議会改革特別委員会、ほか各特別委員会委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありましたので、許可願います。

以上です。

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべてを終了いたしました。

◇ 村長あいさつ ◇

○議長（下岡幸文） ここで、理事者のあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 3月4日に開会をいたしました平成31年第1回喬木村定例会、本日まで大変長い期間、慎重にご審議をいただき、村から提案しました議案につきましてご承認を賜りましたこと、心より御礼を申し上げたいというふうに思っております。

平成30年度もあと1週間ということになりました。明日は保育園の卒園式、そして役場では29日に年度納めの式を行いまして、これで30年度と一区切りということになります。

年度が替わりますと、4月1日には新しい元号が公表になるということで、これからまた新しい時代が始まろうとしています。平成の時代、今までに何度も申し上げましたが、経済不況に苦しんだり、大きな災害がいくつも起きたりということで、またこれは記憶に残る時代であったのかなあというふうに思っております。

迎えます新しい時代については、全く社会の仕組みが変わるであろうといわれておりまして、今日の報道でも、空飛ぶバイクが22年には発売になるというような話も出ておりまして、自動運転、伊那市の実証事業もおおむね成功したという話であります。そうしますと、車に乗るのにも移動するのにも運転手さんはいらなくなるという時代が、すぐそこまで来ているのかなあというふうに思っております。

そんな中で、喬木村はICTを入れまして、子どもたちに新しい環境に素早く順応できるようにということで、取り組みをさせていただいておりまして、これも議会の皆様のご協力によるものというふうに思っております、感謝をしております。

本日お認めいただきました新しい予算、4月1日からしっかりと執行をさせていただきまして、新しい時代の幕開けにふさわしい喬木村をつくっていかねばいけないというふうに思っておりますので、ぜひまたご指導、ご鞭撻をお願いをしたいというふうに思っております。

この年度末は、29日に県議選の告示、そして4月16日からは各町村で統一地方選挙ということで、首長選挙、それから議会議員選挙が行われるということになっております。

喬木村議会の取り組んでおりました、なり手不足解消のためのさまざまな施策、これ全国的に注目を浴びましたが、果たしてこの伊那谷の議会議員選挙はどうなるんだろうということ、私的には非常に大きな関心を持って見させていただきたいというふうに思っております。

いろんな意味でなり手不足、これ議会議員だけではなくて、仕事の方でもそうですし、経営者の方に聞いても、求人してもなかなか人が集まらないというようなお話も伺っております。

これからの社会をどういうふうに切り開いていくかは、これから私どもが真剣になって考えていかねばいけないし、子どもたちが安心して巣立っていけるような環境をつくってあげるのも、我々の仕事だというふうに思っておりますので、新しい元号が決まって新しい時代の幕開けに対して、また力強いご支援、ご指導をお願い申し上げます、3月定例会のご協力に感謝を申し上げます。

大変ありがとうございました。

3. 閉 会

○議長（下岡幸文） 以上で、平成31年第1回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後2時23分